

令和6年第8回
笠間市農業委員会総会会議録

令和6年8月28日 開会
令和6年8月28日 閉会

笠間市農業委員会

令和6年笠間市農業委員会第8回定例総会

[令和6年8月28日]

-
- 日程第1 議事録署名人の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
日程第8 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第9 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第10 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
日程第11 報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名人の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
日程第8 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第9 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第10 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
日程第11 報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

出席委員

2番 高野尚夫君 12番 長谷川 隆君

3番	青木勝照君	13番	山口忠栄君
4番	石川馨君	14番	小沼祐君
5番	伊藤孝洋君	15番	込山祐一君
7番	入江保夫君	16番	大槁正義君
9番	國谷博隆君	17番	佐藤清章君
10番	菅井亘君	18番	田山悦子君
11番	鶴田英樹君	19番	永田良夫君

欠席委員

1番	埜博光君	8番	長谷川愛子君
6番	柳橋泰君		

出席説明員

農業委員会事務局長	福島猛君
農業委員会事務局係長	松本高彦君

午後1時31分開会

開会の宣言

○議長（永田良夫君）

令和6年第8回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員16名、よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、7番入江保夫委員並びに9番國谷博隆委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の76について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○7番（入江保夫君） 申請番号76について、調査報告をいたします。

8月26日、指名調査委員全員、譲受人、申請代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請地及び譲受人、譲渡人は、議案書のとおりです。

権利移転は、有償による移転です。申請事由としましては、譲受人は規模拡大、譲渡人は譲受人の要望に応じるとのことです。

申請場所は、福原田上農村集落センターから西側に100メートル程度行った畑で、今回は2筆です。現況は休耕地で、今後は栗を栽植する予定です。

総じて、隣接地への影響はないと判断してまいりました。

以上が現地確認の内容です。なお、申請書類も完備されており、許可相当と判断いたしますので、御審議をお願いします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の77について、議席番号2番、9番委員より調査報告を願います。

○9番（國谷博隆君） 番号77につきまして、調査の結果を報告します。

8月の25日午後1時30分より、指名調査委員2名と申請人立会いの下、現地調査を行いました。申請人、申請地等は、議案書のとおりでございます。

申請場所は、南友部の市道（友）1級1号線、北山公園入口十字路から上市原方面に300メートルぐらい行った所を左折しさらに100メートルぐらい農道を入れていった右側の畑でした。譲受人は規模拡大をしたいということ、それから、譲渡人は、耕作ができなくなってきたので、譲受人の要望に応じるということでした。

譲受人は栗と水稻の専業農家でありまして、既に機械等も持っており、規模拡大をするということで、自分の栗畑の脇の土地ですので、さらにそこに栗を植えたいということでございました。書類も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の78について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○14番（小沼 祐君） 申請番号78につきまして、調査結果を報告いたします。

8月23日8時30分より、指名調査委員2名、推進委員2名、代理人、譲受人立会いの上、

現地調査を行いました。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、県道52号石岡城里線俎倉交差点を小美玉方面へ300メートル行き、左折し、80メートルの右側です。もう1か所は、そこから東へ100メートル行き、左折し、30メートルを左折し、200メートルの左側です。譲受人の事由は、自宅に近く、耕作地に便利なため、譲り受けることにしたということです。譲渡人の理由は、後継者がなく耕作できないので、耕作できる近隣の者に譲り渡すことにしました。

農業機械も一式そろえております。このほか関係書類についても完備されておりますので、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますよう、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明いたします。

番号の76から78につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の12について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○16番（大橋正義君） 番号12番について報告します。

8月26日、調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してきました。申請人、申請場所、申請理由は、議案書のとおりです。

場所は、国道355号線と市道（笠）3589号線の丁字路をぶつかる手前の基盤整備されている来栖の第五用水機場の近くでした。

申請目的は、自宅の敷地の既存住宅の一部、車庫兼物置、あと浄化槽が農地に越境し、10年以上前から宅地として利用していて、その是正を目的としたものです。該当農地を分筆し、今回の申請としています。周辺は申請者の所有地であり、特に問題ありませんでした。

始末書も添付されており、問題ないと見てきました。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の13について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○17番（佐藤清章君） 番号13について、調査の結果を報告いたします。

8月の23日に、指名調査委員2名と申請人、代理人立会いで、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、旭町の旭商事ガソリンスタンド前Y字路をすみれこども園方面へ170メートルほど進み、左折し、180メートルほど入った右側です。

申請人の転用理由は、現在、申請地に隣接している住宅に住んでいるが、築後27年がたち、すまい勝手が悪くなり、自己住宅を新築したいとしております。また、現在の住居は貸出しする予定とのことでした。

隣接地への影響は、東側、北側が畑、西側が宅地、南側が市道となっており、東側、北側へはブロック塀などを設置し、また、住宅は平屋のため、耕作地への日照、通風等の影響はないものと見てまいりました。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の14について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○14番（小沼 祐君） 申請番号14につきまして、調査結果を報告いたします。

8月23日9時より、指名調査委員2名と、代理人につきましては来られないということで、電話にて調査を行いました。申請人、申請地につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、常磐道岩間インターチェンジ入口交差点を西へ1,300メートル行き、そこを左折し、600メートル行った櫛山東部公民館の隣です。申請地につきましては、道路より低いため、盛り土をして畑利用したいためです。

隣接状況につきましては、東側畑、西側道路、南側道路と公民館、北側山林です。この改良によって、周辺に及ぼす影響はないと見てまいりました。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで事務局より、農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。
番号の14につきましては、農業振興地域内の農用地になります。

番号の12につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

それ以外につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

番号の2について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

○4番（石川 馨君） 番号2番につきまして報告をいたします。

自己住宅を建設するため、6月に賃貸借にて許可を受けたものを使用貸借に変更するため、許可の取消しを求めるものであります。

計画等につきましては変更がなく、許可相当であると見ますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○12番（長谷川 隆君） 番号3について報告します。

5条の取消願について、8月20日に電話で確認を行いました。

土地について、許可いただいた土地と隣接する道路が笠間市と法人の所有地で、土地と道路との境界が明確でなく、法人からも許可がもらえなかった等で事業計画の実施ができなくなりました。そのため、5条の取消願ということで申請されました。

許可相当と判断しますので、皆様の御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の95について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○5番（伊藤孝洋君） 調査番号95につきまして、調査の結果を報告いたします。

去る8月22日9時より、調査委員2名と譲受人、譲渡人両名立会いの上、現地を調査してまいりました。申請地、申請人及び申請内容については、議案書のとおりであります。

申請地は、笠間市石井にありますヤマト運輸笠間石井営業所の先の信号を北に80メートルくらい進んだ右側の地点です。場所は、東が畑、西が道路、南が宅地、北が道路です。譲受人の理由としましては、自己住宅を建築するということであります。

また、譲渡人は、子供である譲受人が自己住宅を建築したいので、貸借するということであります。

取水については公共上水道、雑排水については公共下水道、その他雨水は敷地内自然浸透であり、隣地等の日照の影響、通風の影響、騒音の影響については別に問題ありません。

資金の計画に対しては、土地については使用貸借、建築物に対するものについては自己資金と借入金ということであります。

また、申請地の一部が資材置場ということで使用していたために、始末書も提出されております。権利関係は使用貸借ということになります。

申請書類等も完備しており、以上のことから許可相当と判断しますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の96について、議席番号2番、10番委員より調査報告を願います。

○2番（高野尚夫君） 番号96について、調査の結果を報告いたします。

8月25日午後1時より、指名調査委員2名で申請地を調査してまいりました。代理人は

遠方のため、電話にて確認しました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道50号線笠間自動車学校入口交差点を北へ200メートルほど行った右側の高台にありました。申請地は、売買による所有権の移転です。譲受人の申請事由は、再生可能エネルギーの業務拡大のため、譲渡人の申請事由は、後継者もいないため要望に応じることです。

隣接状況は、東側が道路と畑、西側畑、南側が太陽光発電施設の雑種地です。北側が田んぼです。隣接地への日照、通風、耕作への影響はありません。

関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の97から99について、議席番号4番、11番委員より調査報告願います。

4番。

○4番（石川 馨君） 番号97番につきまして報告をいたします。

今回、許可取消願を出した清水寺北側の自己住宅建設地であります。基礎工事を行ったところで同居する譲渡人と話をしたところ、賃貸借契約ではなく使用貸借でよいということになり、権利の変更をするものであります。この申請の許可が出るまで、工事をストップして待つとのことでありました。

計画等につきましては変更はなく、許可相当であると見ますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上。

○議長（永田良夫君） 11番。

○11番（鶴田英樹君） 98番、99番について報告します。

まず、議案番号98番について御報告いたします。

8月23日、指名調査委員2名、代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりであります。

申請場所は、県道52号石岡城里線仁古田の十字路を北へ200メートル、東へ200メートルほど行ったところです。譲受人申請事由は、笠間市発注工事施工のため、重機及び工事車両の駐車場と使用するため、一時転用するものです。譲渡人は、要請により貸借することです。また、農業振興地域内の農用地内のため笠間市からも一時転用についての意見書が提出されております。

隣接地の状況ですが、東側道路、北西側道路、南西側道路、北側道路です。駐車場として使用するため、取水はありません。雨水は敷地内浸透処理です。

関係書類も完備しており、許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、議案番号99番について、調査の結果を報告いたします。

8月23日、指名調査委員2名にて、現地を調査してまいりました。代理人、譲受人については、遠方のため電話にて確認いたしました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、県道52号石岡城里線、笠間市環境センターの入り口の信号を南へ100メートル、東に200メートルほど行ったところ。譲受人申請事由は、太陽光発電施設の用地を探していたところ、地権者との協議の結果、売買に至ったため。譲渡人は、土地の有効活用を考えていたところ、売買の申出があったため。

隣接地の状況ですが、東側道路、西側と南側太陽光発電施設、北側畑です。北側が畑のため、影や通風に影響が出ないように、1.5メートルほどセットバックを取るそうです。太陽光発電施設のため、取水はありません。雨水は敷地内浸透処理です。

そのほか関係書類も完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の100について、議席番号2番、9番委員より調査報告を願います。

○9番（國谷博隆君） 番号100につきまして、調査の結果を報告いたします。

8月25日午後2時より、指名調査委員2名と申請人立会いの下、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりです。

権利関係は、使用貸借権の内容です。

申請場所は、友部駅北口より北の方向へ500メートルぐらい進み市道（友）1級1号線から、左に50メートルぐらい入ったところの右側の住宅地です。親の住宅地の脇の畑を親から使用賃貸をして家を建てるということの内容です。

隣接地の影響は、日照、通風、耕作の影響はありません。東側、南側、北側畑、西側は宅地です。取水計画は上水道を使用する。排水は、合併浄化槽及び敷地内処理槽を設置をして、宅地内で処理をするということです。雨水、排水は敷地内で浸透処理をするということです。

譲受人は現在、アパートに住んでいますが、子供が大きくなり、実家の脇に住むことによって親の面倒も今後見ることができると、生活面で安心できるため、現在の場所を選定したということです。

書類も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の101について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○17番（佐藤清章君） 番号101について調査の結果を報告いたします。

8月23日に、指名調査委員2名と代理人立会いで現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、旭町のS e r i a友部店前交差点を南へ150メートルほど入った右側です。譲受人の申請理由は、近年、旭町周辺の開発が急速に進み、住宅の需要に応じるために今般の事業を計画したとのこと。譲渡人の理由は、申請地を2年前に相続したが、自身も高齢となり、老後の生活資金を確保するため売却することにしたとしております。権利関係は売買。当申請地には、建売住宅12棟を建設したいとしております。埋立ての計画はありません。

また、当日、申請地の境界を確認しようとしたところ、杭はあったが、どの杭か分からず、後日、確認することになり、8月27日の午後に訪問したところ、杭に目印が立っていたので、境界を確認しました。

隣接地への影響は、東側が市道と宅地、西側が市道と畑、南側が市道と宅地、北側が宅地と畑となっております。隣接農地は譲渡人の畑であり、耕作地への日照、通風等、影響はないものと見てまいりました。給水については上水道、排水については公共下水道、雨水は敷地内貯留浸透槽処理で、オーバーフロー分は放流管を經由して側溝へ放流するとしております。

このほか、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の68、再審議分について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○5番（伊藤孝洋君） 調査番号68番の再審議分について、調査の結果を報告いたします。

去る8月22日10時より、調査委員2名及び代理人の奥さん立会いの上、現地を調査してまいりました。申請地、申請内容については、議案書のとおりであります。

この件は再審ということで、先月、隣接地との境界が雑草等で茂っていて不明だったということで、保留となった件であります。

場所は、笠間の大町にあります三所神社の鳥居をくぐり、神社の入り口より左側に折れた地点です。現地では、草等がきれいに刈られ、境界杭等も、若干見づらかったですが、きちんと表示されておりました。東側が道路、西側が田と畑、北側が山林、南側が畑です。

譲受人の理由としては、太陽光発電施設及び発電機器の資材置場ということで使用するとのこと。また、譲渡人については、遠方に住んでおり、耕作管理が大変なために売買するということでもあります。

取水については、ありません。雨水は敷地内浸透、隣接地の日照、通風、騒音の影響については問題ありません。また、盛り土等はないということでもあります。防草対策は、シートを敷くということでもあります。権利関係は売買ということに間違いありません。

なお、関係書類等も完備しており、許可相当と判断いたしましたので、よろしく御審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで事務局より、農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の98につきましては、農業振興地域内の農用地になります。

番号の68につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号について、原案どおり決定されました。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定 について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について御説明申し上げます。

議案書につきましては、7ページになります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借権の設定で、相対による利用権の設定が2件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が1件、賃貸借権の設定が1件となります。合計4筆、2,186.1平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書7ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、8ページから9ページとなります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が3件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が1件、賃貸借権の設定が2件となります。合計12筆、1万1,583平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書8ページから9ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）について、原案どおり決

することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号（機構・受け手間契約）について、原案どおり決定されました。

次に、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、10ページから12ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が8件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が1件、賃貸借権の設定が7件となります。合計8筆、1万2,578平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書10ページから12ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（一括契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第6号（一括契約）については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第6号（一括契約）の番号66について審議いたします。

審議が終了するまでの間、14番小沼 祐委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後2時12分休憩

午後2時12分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第6号（一括契約）の番号66について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号（一括契約）の番号66は原案どおり決定されました。

それでは、14番小沼 祐委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時13分休憩

午後2時13分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第6号（一括契約）の1件を除く7件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第6号（一括契約）の1件を除く7件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第6号（一括契約）の1件を除く7件について、原案どおり決定されました。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第9、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告いたします。

議案書につきましては、13ページから17ページになります。

番号112は、一時利用指定がされたことにより、新しい担い手へ転貸するため、合意を解約するものです。

14ページになります。

番号113、114は、道路買収による分筆のため、合意を解約するものです。

15ページになります。

番号115から17ページの番号120は、当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第10、報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、報告いたします。

議案書につきましては、18ページになります。

番号4は、水戸地方法務局から令和6年7月16日付で農地の現況等について照会がありました。

調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和6年7月29日月曜日、午後4時から、御覧の調査委員と事務局で調査をいたしました。

場所は、JR常磐線友部駅から約2キロメートル東に進んだ先にある小原第三踏切の南側にありました。

現地の状況ですが、令和6年5月に農地法第5条の許可を受けており、宅地敷となっている土地であったことから、水戸地方法務局へは、7月30日付で非農地と報告いたしました。

番号5は、水戸税務署から令和6年7月23日付で農地の現況等について照会がありました。

調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和6年7月29日月曜日、午後4時40分から、御覧の調査委員と事務局で調査をいたしました。

場所は、国道355号線の下郷交差点から友部方面へ進み、約100メートル先の丁字路を左折し、市道（岩）294号線を約500メートル進んだ先の丁字路を右折し、市道（岩）88号線を160メートル進んだ先にある道を右折し、約150メートル進んだ先の右側と、その土地の北側にありました。

現地の状況ですが、令和2年6月及び令和3年6月に農地法第5条の許可を受けており、資材置場となっている土地であったことから、水戸税務署へは、8月1日付で非農地と報告いたしました。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結

果報告についてを終わります。

報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第11、報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の17について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○18番（田山悦子君） 番号17につきまして、調査の結果を御報告いたします。

8月23日に指名調査委員2名と届出人立会いの下、現地を調査してまいりました。届出人につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出地につきましては、しまむら友部店の西側駐車場に隣接の現在休耕中の田でございます。

届出事由は、湿田解消のためとしております。

埋立て用土は、矢野下堰改修工事に伴う発生土で、そのうち80立米を利用し、盛土高は4センチほどでございます。埋立て後は、お米の作付をすとしてしております。

この改良によって周辺農地へ及ぼす影響はなく、関係書類も完備されており、何ら問題ないと見てまいりましたので、御報告いたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の18について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○14番（小沼 祐君） 申請番号18につきまして、調査結果を報告いたします。

8月23日9時30分より、指名調査委員2名と申請人立会いの上、現地を行いました。申請人、申請地につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道355号線土師交差点のセブンイレブンを南へ400メートル行き、左折し、300メートルの左側です。申請地は道路より低いので、盛土をして畑として利用したいということです。盛土につきましては、道路拡張工事に出る残土です。

この改良によって周辺に及ぼす影響はありません。

このほか関係書類についても完備されており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。
これにて令和6年第8回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。
御苦労さまでした。

午後2時21分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

7 番 委 員

9 番 委 員